９　「海外投資家等の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位10者について記載すること。「区分」の欄には、各海外投資家等に関し、出資者の種別を記載すること。

また、法附則第３条の３第６項各号のいずれに該当するかを括弧書で記載すること。

10　「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

11　「先物取引の状況」の欄のうち、「ロング・ポジション」の欄には、先物取引（法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下11において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。

「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。

12　「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位３位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。なお、当該投資対象資産が存在する地域ごとに分けて記載すること。

13　「金融商品取引行為の相手方の状況」の欄には、当期において権利者のために行った金融商品取引行為のうち、当該ファンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。

「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。

「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

14　「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

15　「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。